

ちょっとうれしい、耳寄り情報。

# アルマック神戸レター Vol:14

## 温かい励ましのお言葉、ありがとうございます。

Message  
メッセージ



昨年12月に体調を崩し、しばらくの間、仕事を休みまして、皆様にご心配とご迷惑をおかけしまして、大変申し訳ございませんでした。

仕事に復帰してからは、お客様からも心温まるお言葉やアドバイスをいただき、また一緒に仕事をしている仲間から、温かい励ましのお言葉をいただき、涙が出るくらい嬉しかったです。ありがとうございます。

また私自身、しばらく自宅で休養している間に、気づいたことがありました。それは、普段何気なく使っていたコップに「相田みつお」の詩が書かれていたことです。

『つまづいたっていいじゃないか にんげんだもの』

この詩を読んだときに、心が非常に楽になりました。約5年前に神戸で事務所を開設してからフルスピードで走り続け、心に余裕がなく、自宅で使っていたコップの「相田みつお」の詩すら気づかなかったことを知りました。

人間スーパーマンではないので、すべてをうまくこなすことなど所詮、無理ですし、人間だから、うまくできないことの方が多くにも思えるようになりました。そのように考えると、少し楽な気持ちで仕事ができるようになってきました。

公認会計士・税理士 粉河 芳明

## 欠損金の繰戻し還付制度の復活について

Topics  
トピックス

昨今の厳しい経済情勢の中で、前期までは順調に利益を出して納税をしてきたものの、当期は赤字になってしまうという企業さまは多いのではないのでしょうか？

この度の平成21年度税制改正で、資本金1億円以下の企業に対して「欠損金の繰戻し還付」という制度が復活しました。

「欠損金の繰戻し還付」とは、当期の法人税を計算するうえでの利益（所得）がマイナスとなった企業が、前期に納付した法人税を還付してもらおう事ができる制度であります。なお、この制度は平成21年2月1日以後に終了する事業年度から適用となります。

この制度を適用することにより、還付される法人税額は次のように計算します。

$$\text{前期の所得に係る法人税額} \times \frac{\text{当期の欠損金額}^{(*)}}{\text{前期の所得金額}}$$

(※) マイナスにしないで正数計算し、分母(前期の所得金額)を限度とします。

この制度の適用を受けるためには、確定申告書の提出と同時に「欠損金の繰戻しによる還付請求書」の提出が必要となります。また、上記算式において分子に用いた欠損金額は「欠損金の繰越控除（翌期以降7年間に渡り所得と相殺）」の対象とはなりませんのでご注意ください。

税理士 堀川あおい

アルマック神戸グループ

株式会社アルマック神戸 | 税理士法人アルマック神戸 | 粉河芳明公認会計士事務所

〒651-0085 神戸市中央区八幡通3-2-5 IN東洋ビル704号

Tel●078-262-5518 Fax●078-262-5519

Mail●info@almackobe.com URL●http://www.almackobe.com/